

土木森林環境委員会会議録

日時 令和4年6月14日(火) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後2時34分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 大久保 俊雄
副委員長 市川 正末
委員 皆川 巖 山田 一功 渡辺 淳也 早川 浩
山田 七穂 飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

林政部長 入倉 博文 林政部次長 信田 恭央 林政部技監 鷹野 裕司
森林政策課長 小澤 浩 森林整備課長 上野 真一
林業振興課長 山口 義隆 県有林課長 末木 洋一
治山林道課長 深水 晋一郎

環境・エネルギー部長 村松 稔 環境・エネルギー部次長 砂田 英司
環境・エネルギー部技監 山田 秋津 環境・エネルギー部技監 渡辺 延春
環境・エネルギー政策課長 雨宮 俊彦 大気水質保全課長 中川 直美
環境整備課長 大森 栄治 自然共生推進課長 加藤 栄佐

県土整備部長 飯野 照久 県土整備部理事 椎葉 秀作
県土整備部理事 小島 一男 県土整備部技監 秋山 久
県土整備部技監 若尾 洋一 総括技術審査監 舟窪 弘
県土整備総務課長 古屋 登士匡 景観づくり推進室長 内藤 広
建設業対策室長 雨宮 雄司 用地課長 佐原 淳仁
技術管理課長 守屋 修 道路整備課長補佐 鈴木 利英
高速道路推進課長 壺屋 嘉彦 道路管理課長 水口 保一
治水課長 蛭原 秀典 砂防課長 内藤 浩史
都市計画課長 五味 勇樹 下水道室長 宮下 喜樹
建築住宅課長 大澤 光彦 住宅対策室長 久保 正樹
営繕課長 横山 伸二

議題 (付託案件)

- 第168号 山梨県立自然公園条例中改正の件
第171号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
第172号 令和4年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
第173号 令和4年度山梨県流域下水道事業会計補正予算
第174号 契約締結の件
第176号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、林政部、環境・エネルギー部、県土整備部の順に行うこととし、午前10時から11時36分まで林政部、環境・エネルギー部関係、休憩をはさみ、午後1時から午後2時34分まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 林政部、環境・エネルギー部関係

※第168号 山梨県立自然公園条例中改正の件

質疑

(山梨県立自然公園条例中改正の件について)

渡辺委員 まず、地域主体の協議会を設置するという説明がありましたけれども、地域主体の協議会とは一体どのようなものなのか。国立公園のほうも同じだと思いますが、どういったものなのか、まず詳細について伺います。

加藤自然共生推進課長 改正により、宿泊施設やキャンプ場などの利用拠点整備やアクティビティーなど自然体験活動の促進のため、市と町やガイド事業者などの関係者からなる協議会を設置できることとしております。

協議会は、こうした利用拠点の整備や自然体験活動に係る計画を策定することとしておりますが、計画の認可により個々の許認可手続が不要となり、手続が簡素化されるなど、公園の魅力向上に向けた一体的な取り組みの促進を狙いとして設置されるものでございます。

渡辺委員 環境省では、これまでは国立公園の保全を軸に取り組みを進めてきましたが、現在は活用して地域に貢献できるような国立公園にしていくという方針を示しています。そう

いった方針に沿うように、実際に利用する方々がしっかりと保全しながら県立の自然公園を活用できるような方針で協議会を設けていただけるということで、ぜひ、さまざまな意見を聞いて、方向性を検討していただければと思います。

説明にも出てきましたけれども、計画の中で、利用拠点整備改善計画と自然体験活動促進計画の2つの計画の認定に係る制度を創設するとありますが、この2つの計画の具体的な内容についてお伺いします。

加藤自然共生推進課長 利用拠点整備改善計画とは、例えば廃屋の撤去や跡地の活用、景観や標識デザインの統一、電線の地中化等、公園利用のための拠点を整備するための計画です。

それから、自然体験活動促進計画とは、キャンプ、カヌー、ガイドツアーなどの自然体験プログラムの開発・提供、登山道の維持管理など自然を活用した活動を促進するための計画です。

渡辺委員 最近、自然体験、アウトドアがムーブメントになっている中で、県内の自然公園に多くのお客さんが来る、あるいは興味を持っていただくことが予想されます。そういった方々に、快適かつ自然を保護しながら使っていただけるような計画をぜひつくっていただいて、公園の魅力向上に努めていただきたいと思います。

次に、説明を伺った内容のところの(3)、(4)で、既存の罰則を厳罰化する傾向が見てとれます。国立公園と同様だと思いますが、まず、(3)の罰則を設ける点で、アの部分に、「野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を規制する」とあります。これはよくわかりますが、その例として、餌づけが出てきています。そもそも、なぜ餌づけを例示して規制するのか。また、(4)で罰則を強化している理由について、この2点をお伺いします。

加藤自然共生推進課長 餌づけのほうですが、例えば国立公園では、餌づけ等により、野生動物が人になれ、時に危害を及ぼすケースなどの案件が生じ、公園の利用中止の支障が生じているケースが見られることから、人的・物的被害の発生の防止の観点から、餌づけ、つきまといなどについて法により規制することとしたところであり、本県もこうした考えを取り入れ、規制することとしております。

また、罰則のほうですが、委員の御指摘のとおり、改正の趣旨は公園の魅力向上、利用促進の反面で、国では保護と利用との好循環の実現を目指すこととしております。これは、利用面での施策を強化する一方で、野生動物への餌づけの規制や違法伐採など禁止行為の厳しい対処を可能とし、人的被害等の発生防止を図り、より多くの方が豊かな自然環境を楽しめるよう、公園の保護管理面についても強化しようとするものです。

渡辺委員 餌づけについては、子供などが全く悪意がなく餌をあげてしまう。県庁の猫の問題も昨今話題になりましたけれども、餌をあげる方々は全く悪意がないので、そういうことが禁止されていることを周知していただいて、いらした方が趣旨を理解していただき、公園を活用していただければと思います。

最後に、条例を改正し、協議会をつくり、計画をつくり、公園を保全しながら、活用の方針を定めていく中で、県として具体的にどのように取り組んでいくのか伺います。

加藤自然共生推進課長 この制度は、地域の主体的な取り組みを促す仕組みの創設で、実施主体は、基本的に関係する市と町、事業者等になります。県としても、関係部署や市と町の担当者への制度改正に係る説明会の開催やホームページ上での国立公園などでの先進事例の紹介、制度の周知など、必要な支援、周知に努めてまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第171号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(水源地域緊急整備事業費について)

皆川委員 治山林道課の水源地域緊急整備事業費について、国補決定により補正額が1億1,900万円という大幅な補正額が計上されています。まず、水源地域緊急整備事業とはどのような事業なのか伺います。

深水治山林道課長 本事業は、河川の上流域に位置する保安林の水源涵養機能や土砂流出防止機能を高めるために行う事業であります。

事業内容は、山腹工や治山ダム工に加え、木材を使った簡易な筋工などによる小規模な崩壊地の整備や過密状態となっている人工林の抜き切りなどの森林整備を行うものであります。

皆川委員 治山ダムの建設など、水源地域を保全するための事業ということですね。この事業の場合、どのような要件を満たせば国の補助を受けることができるのか、具体的に教えてください。

深水治山林道課長 本事業の採択要件ですが、事業の計画区域が1級または2級河川の上流に設定されていること。また、全体計画事業費が3,000万円以上であり、30ヘクタール以上の森林整備が計画されていることが主な要件となっております。

皆川委員 この事業での水源地域とは、上水源だけでなく当然地下水源も入るのではないかとと思いますが、地下水源も含めて考えていいですか。

深水治山林道課長 上水源も地下も含めて水源涵養という機能を有しておりますので、地下も含めての水源涵養ということで承知しています。

皆川委員 上水源だけでなく地下水源も含めての予算ということですか。補正額1億1,900万円は、地下水も含めているから多くなっているわけではないですね。

深水治山林道課長 水源涵養機能を高めるということで、当初予算では新規の1カ所を計上していましたが、今回、国の内示によりまして、当初予算箇所を含め3カ所が補助対象として決定しましたので、補正予算が当初予算を上回ることとなったものであります。

皆川委員 この委員会ではありませんが、今、地下水に着目した法定外税の導入が非常に問題になっています。それを考えると、この地下水というのは、こういうことによってどんどん保全されてくる。水源も県有財産であるから、県有林だけでなく、同じように財産としてしっかり把握して、県の財産にしていく。有効に使うために、県民に還元するために、そういう意味で地下水を含めるということでもいいんですね。

深水治山林道課長 地下水を含めて水源涵養機能ということで考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第172号 令和4年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑

(ナラ枯れ被害木除去事業費について)

渡辺委員 林の11ページの森林保護費のうち、臨時事業ナラ枯れ被害木除去事業費について伺います。まず、中身に入る前に、林の2ページ、一般会計のところにも同じ金額の同じ事業名が記載されていますが、恩賜県有財産特別会計にも載っています。先ほど説明の中で、一般会計から恩賜県有財産特別会計に助成するという説明がありましたが、そもそもどうということなのか、詳細な説明をお願いします。

小澤森林政策課長 県有林課の恩賜県有財産特別会計で実施するナラ枯れ被害木除去事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施するものでございます。

この交付金につきましては、交付を受ける自治体において、特別会計で事業を実施する場合は、一般会計で受け入れることが国から示されております。このことから、当該事業を恩賜県有財産特別会計で実施するに当たっては、一旦、一般会計で受け入れ、恩

賜県有財産特別会計へ助成するという形を取らせていただいております。

末木県有林課長 今、森林政策課長から申し上げましたとおり、一般会計のほうで国補を受け入れて、県有林の造林事業でございますので、実際は恩賜県有財産特別会計で行いますので、そちらで実施をするために、両方の説明書に載っているということでございます。

渡辺委員 ありがとうございます。国の仕組みがよくわかりました。

コロナの対策費をナラ枯れ対策の費用に使えるとのことで、私も本会議の一般質問で質問をさせていただきましたが、ナラ枯れ被害が令和2年、3年と富士北麓でも拡大してきて、夏場の青々とした山が一部赤茶けたような形になっている。夏の山なのに紅葉しているように見えてしまっていて景観がミスマッチ、それは紅葉ではなくナラ枯れ被害によるものだとのことで、地元の森林組合も心配しているので、対策をぜひ進めていただきたいと思います。

私が一般質問させていただいたときは、富士北麓地域もナラ枯れ被害が出ていますが、それ以外の身延町などの峡南地域にも被害が広がっているという答弁があったと思います。山中湖周辺に予算づけをしていただいて、地元の私としてはありがたいですが、なぜ山中湖が選ばれたのか、お伺いします。

末木県有林課長 山中湖周辺は東京から近く、森林浴等を手軽に楽しめる場所として県内外から多くの観光客が訪れております。

そうした中、山中湖村ではナラ枯れの被害が非常に拡大をし、防除後の枯れたナラの木が立ったまま残っている状況で、それが数多く残っており、湖や富士山の美しい自然景観、また、樹木による建物や人的被害のおそれがあります。多くのお客さんがいらっしゃる山中湖周辺とナラ枯れ被害が重なっている部分があるため、山中湖周辺でナラ枯れ被害の被害木の伐採を実施することとしました。

渡辺委員 ナラ枯れは、原因となっている虫がいて、その虫がつくことによってナラ枯れになってしまう。ただ、その虫を除去するための予算措置もしていただいて、何とかその虫は退治することができたという話も聞きました。説明にありましたとおり、山中湖は、別荘地周辺に被害が及んでいることもあり、虫はいないんですけども、そのまま枯れたまま立木が残っている状況が散見されますので、それを除去していただけることは大変ありがたいです。ぜひ積極的に、まだまだ多数ナラ枯れ被害箇所がありますので引き続き進めていただければと思います。

たしかそのとき、木自体は、虫がいなくなれば全く材料として使えなくなるわけではないという話を聞いた気がします。そもそも伐採して木として処分するのに産廃として出さなければならず、処分費がかかってしまうと思いますが、木を売り物として使えるのであれば、そういった活用方法も検討したほうが良いと思いますが、伐採した木の処分方法についてお伺いします。

末木県有林課長 ナラの枯れた木、広葉樹は、バイオマス燃料や紙のパルプ、肥料といったニーズがあ

ると聞いております。

県としても、伐採した後の木につきまして、売払いを行い、恩賜県有財産特別会計の収入として有効に活用していきたいと考えています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第176号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(電気タクシー等普及推進事業費について)

早川委員

追加補正の環の2ページ、電気タクシー等普及推進事業費についてお伺いします。
原油価格の影響を受けづらいエネルギーへの転換ということで、富士山を有する私の地元、富士北麓地域でも、昔から環境に優しい電気タクシーを推進してきました。
そこで、今回の事業の補助先はタクシー事業者と書いてありますが、もう少し詳しく、電気タクシー等の等とは何かなど、説明をお伺いします。

雨宮環境・エネルギー政策課長 まず、補助対象ですが、EV、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、PHV、に加え、今回、充電設備を対象とします。

補助率ですが、国土交通省が実施している地域交通グリーン化事業という補助事業がございます。これに上乗せ補助をする形を取りまして、過去の同類の県の補助事業の補助率、さらには今回導入対象とする車両の価格等を勘案しまして、EVについては4分の1、PHVについては5分の1、さらに、充電設備については4分の1としたところでございます。

また、タクシー事業者の意向を確認いたしまして、EV、PHVについては、合わせて10台分、充電設備につきましては5台分の予算措置をしたところでございます。

早川委員

タクシーだけでなく充電設備も補助対象ということで、非常にいいと思います。御説明のとおり、原油価格の高騰対策だけでなく、カーボンニュートラルの実現に向けても非常に大切な事業だと思います。ただ、疑問なのは、タクシーだけでなく、例えば、バスやトラックなどもあると思いますが、なぜ対象をタクシーにしたのか、お伺いします。

雨宮環境・エネルギー政策課長 タクシー事業者を対象とした理由ですが、今回の原油価格、物価高騰に対する県の事業者支援の方針として、価格高騰の影響を強く受ける事業者のうち、販売価格への転嫁が遅れがち、あるいは困難な事業者、助成の波及効果が大きく見込める

業種にターゲットを絞り、支援策を講じることとしております。

こうした中、タクシーの約9割は燃料がLPガスを使用しており、LPガスは、価格上昇率がガソリンよりも高いこと、タクシー事業者は小規模事業者が多く、価格転嫁が困難な状況と認められること、また、現状、電気自動車の台数が、タクシー事業者においては、県内全体で950台ほどありますが、わずか2台にとどまっており、普及が進んでいないことなどを勘案し、助成効果が大きく、また、化石燃料から電気への省エネルギー構造への転換が大いに期待できるタクシー事業者を対象としたところです。

早川委員 もしわかれば、タクシーにEVを導入した場合、原油価格の高騰による影響は、どのぐらい低減される見込みなのか、具体的にどうなるのかわかりますか。

雨宮環境・エネルギー政策課長 タクシーが燃料とするLPガスと、電気自動車にした場合の電気との1年間の燃料費を比較したところ、直近の価格の試算によると、LPガスにつきましては、年間おおよそ77万円程度経費がかかります。これに対しまして、電気自動車は、年間51万円程度ということで、電気自動車にした場合、1年間で約26万円の燃料費の軽減が図られることになろうかと思えます。

早川委員 知事も、裾野の拡大と言っていますが、大切なことは、このタクシー事業者への補助をしたことによって、県内にEV、カーボンニュートラルを広めていくことだと思います。今後、バスやトラックを本事業の補助対象に含めていくなど、全体にどのように普及させていくのか、その辺はいかがですか。

雨宮環境・エネルギー政策課長 今回集中投下を行うタクシー事業者のEV化の導入の効果、省エネルギー構造への転換の状況等を、まずはしっかりと効果検証したいと考えております。

その中で、災害時の避難所の非常用電源としての活用といった危機対応力の強化、さらには、運輸部門のCO₂削減は本県の非常に大きな課題となっておりますので、そういった観点も踏まえて効果検証を行い、他の事業者へのEVやPHV等を含めた次世代自動車の普及促進について検討してまいりたいと考えております。

早川委員 これは事業者向けの事業ですけれど、電気タクシーが非常用電源になること、災害のときにタクシー自体が電源になることを、住民など使う側、消費者側にもしっかりと広報して、裾野の拡大に努めていただきたいと思います。

(県産材利用促進対策事業費について)

山田(七)委員 追加補正の林の2ページ、県産材利用促進対策事業費についてお伺いします。

家を1軒建てるとなると大きな決断が必要になると思いますが、この事業の実施期間について、1億260万円がなくなるまでやるのか、ある程度の期間を決めて実施するのか、その点についてお伺いします。

山口林業振興課長 実施期間は、今のところは年度内の事業の終了を想定しております。

この後の流れですが、事業内容の周知を行い、その後、募集を開始して9月ごろから令和5年2月末までを事業期間と考えております。

山田（七）委員 補助額について、1立方メートル当たり3万8,000円の補助を出すことになっていますが、この3万8,000円の補助を出すことによって、県産材と輸入材との価格差、単価の差は、大体どのぐらいになるのか、わかれば教えてください。

山口林業振興課長 今回の事業は、輸入材との価格差に配慮しているものではなく、ウッドショック前の木材価格とウッドショック後の木材価格の価格差を補うという意味で、予算を組み立てております。

また、輸入材については、ロシアのウクライナ侵攻もありまして、ロシアからの輸入材の供給もできない状況になっていますので、価格差については、今回ウッドショック前の価格とウッドショック後の価格という点での補助をさせていただいています。

山田（七）委員 県産材については、コストが高くて、なかなか利用しづらいということが一般的に言われています。3万8,000円の補助をすることで、輸入材との価格差をなるべく少なくして、当然物価が上がっていて家を建てるのにもお金がかかるので、それに対する補助ということで、県産材の利用促進を考えられるのかなと思ったのでお伺いしました。

先ほど、一定量という説明がありましたが、一定量とはどの程度のことをいうのか教えてください。

山口林業振興課長 一定量とは、1戸当たり2.5立方メートル以上の県産材を使用した場合です。

山田（七）委員 補助対象について、生産者、製材・加工業者、流通販売事業者、工務店等で構成する企業グループとなっていますが、グループに入っていない工務店が幾ら県産材を使っても、この補助の対象とはならないという理解でよろしいでしょうか。

山口林業振興課長 今回は企業グループに対しての補助になっておりますので、グループに入っていない場合は補助にはならない形になります。

山田（七）委員 今回の補助先を企業グループに限定した理由を教えてください。

山口林業振興課長 県では、付加価値の高い建築用材、県産材流通体制を確立するために、木材の生産から加工、建築に関わる企業グループが行う流通過程の効率化に向けて、令和元年9月補正から、やまなし県産材供給システム強化対策事業による支援を行っております。

本事業では、こうした取り組みを一過性のものでなく、さらに促進することで、工務店等の新規参加や新規グループの形成を図り、既存の企業グループも強化させながら、県産材流通体制を充実させる狙いがあることから、企業グループを補助先としております。

山田（七）委員 グループに入っていない工務店が、県がこうやって補助を出すならば、グループに入りたいとか、新たな流通グループをつくりたいという流れになってくると思います。既存のグループに入っていない工務店が参入することに対するハードル、条件はあるのでしょうか。

山口林業振興課長 そういったハードルは特になくて、今6つのグループがあるのですが、グループとの話し合いの中で、意向が合えば、入っていただくこともできますし、新たに考え方をまとめて、新しいグループをつくっていただいて、そのグループで申請していただくという2通りの考え方があるかと思っております。

山田（七）委員 そうやって参入できる機会があるのであれば、県としても、もう少し、そういったグループに地元の工務店が入れるような周知を積極的にやっていくべきだと思います。県はどのように周知をしているのですか。

山口林業振興課長 周知につきましては、できるだけ多くの方が利用できるように、例えばホームページ、あとは、関係する山梨県建築士会、全国工務店協会、流通などの県産材取扱事業者などを通じて、広く工務店にグループへの参加や事業の実施を促していく予定です。周知期間は、6月末から募集期間を含めて約2カ月間を考えております。

山田（七）委員 私も地元で建設業を営んでおまして、地元の工務店と話をして、県でこういった県産材利用の促進のための補助を出すけれど、何かメリットにつながるかという話を伺ったら、お施主さんがこういった補助があるということを知らない、だからあまり利用しないんだよという話を聞きました。

先ほど、価格差がよくわからないという話でしたが、少々高い県産材を使うメリットについて、工務店は、森林の整備とかそういった形の中でわかっているけれど、お施主さんがそこをよくわかっていない。だから県産材を使うということに対してのメリットを、家を建てる方、お施主さんにしっかりとわかってもらわないと、こういった事業はなかなか進んでいかないと思います。そういった県産材を使うメリットを県民の皆さんに周知することはやっているのでしょうか。

山口林業振興課長 当初予算の中でも、現場見学会などを行ったりしながら、県民の皆様に県産材のよさなどを伝える事業は行っているところです。

山田（七）委員 この事業がしっかりとうまくいくことによって、県産材の利用が促進されることを期待して質問を終わらせていただきます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(県有林内における小水力発電事業についてについて)

山田（七）委員 県有林内における小水力発電事業についてお伺いいたします。

県有林、県内の資源をしっかりとすることで県民に利益を還元できるということで、このような事業が行われていると思いますが、さきの定例会の知事答弁の中で、5件の公募があったという答弁がありました。現在、どのような状況になっているのか、お伺いします。

雨宮環境・エネルギー政策課長 県有林内の小水力発電事業につきましては、2月1日から4月の末までを期限としまして第1次の募集を行いました。その結果、委員からお話ございましたとおり5件の申請がございました。

今後、現地調査等含めまして審査をすることとしており、7月末まで審査を行った後、8月に、その結果について発表していきたいと考えております。

山田（七）委員 開発有望地点の98カ所のうち、5件がどこに応募されたのかわからないですが、水力発電を行うことによって、要は水を取って元に戻すということで、水量の確保や水質の保全を地域住民は非常に心配しています。

水力発電を行うことによって、水量や水質が変わってしまうのか、その点についてお伺いいたします。

雨宮環境・エネルギー政策課長 河川の上流で取水を行うこととなりますので、下流の既存の水利権者等に影響が生じないようにする必要がございます。このため、水利権の許可審査の段階におきまして、河川を維持する流量に支障が生じないようにすること、さらに、下流で水を利用する住民等に影響が生じないように、小水力発電で利用する取水量を適切に決定し、事業実施することとしております。

水質ですけれども、小水力発電に際して水質を改変するという事は、特にございませんので、水質については影響がないものと考えております。

山田（七）委員 事業を終了した後、どのように元に戻していくのか、太陽光発電のときも問題になっているところですが、水力発電に関しては、どのようなになっているのでしょうか。

雨宮環境・エネルギー政策課長 事業終了後に、そのまま施設が放置されてしまうリスクをどう考えるかという質問かと思えます。

今回、事業者に対しまして現状復旧するための費用を積み立てることを条件にしております。

具体的な費用でございますけれども、施設の撤去に要する費用、さらに土地の復旧、撤去資材の廃棄の費用を含めるものとし、工事着手までに費用の1割を積み立てることを求めています。

残りの費用につきましては、工事着手から事業の終了までの間に計画的に積み立てるよう資金計画を作成することを求めています。

この積立金は、金融機関への保証金の預け入れという形を取ることにしており、県を質権者とする質権設定契約を締結することとしております。

なお、事業を途中で撤退してしまう場合については、固定価格買取制度による収益がある程度見込めますので、事業継続等を図られるよう処置してまいりたい所存です。

山田（七）委員 7月末まで審査をして、8月に審査結果を発表するとの話がありましたが、こういった施設をつくるとき、住民の合意形成が非常に重要になってくると思います。太陽光発電でもそうでしたけれども、住民の合意形成は、審査段階である程度の住民の合意形成を取るのか、それとも審査が終わって住民の合意形成を取るのか、どのような段階で住民の合意形成を図られるのか、その点について伺います。

雨宮環境・エネルギー政策課長 委員の御指摘のとおり、これは小水力発電に限りませんが、再生可能エネルギーを導入していくに当たり、地域との共生が大変重要になると認識しております。

その中で、本事業におきましては、募集要項の中で地元市町村の理解を得て実施されるものであることを応募の条件としております。これにより、事業者は事業計画の段階で地元説明会を開催するなどして、地域住民に対して事業計画を十分に説明し、理解を得た上で、事業計画を提出する必要があります。

また、地元市町村との連携によりまして、小水力発電による電力を災害時などに利用できるよう地域貢献策を策定することも求めています。

こうした措置により、地域住民の理解のもとに地域と共生した小水力発電事業が実施できるものと考えております。

山田（七）委員 最後に、昨今、菖蒲沢の太陽光発電について、さまざまな問題が発生しています。そういった中で、この小水力発電についても、事前、そして工事中、そして事業中、事業終了後、各段階において県のしっかりとした管理が重要になってくると思います。県の管理体制について、どのように対応していくのか、伺います。

雨宮環境・エネルギー政策課長 委員の御指摘のとおり、県有林小水力発電事業につきましても、FIT期間20年という形の中で事業を実施していくこととなりますので、その間にわたって適切な事業執行、事業継続ができるよう、県当課としても、県有林課所管の県有林内も含め、適切な高度活用ができるよう随時確認をすることとしております。

まず、事業計画の段階で確実な事業継続が図られること、さらには地域への貢献を求めていますので、地域との共存ができる計画であることを適切に審査し、事業が適切に継続されるよう確認をしてまいりたいと考えております。

（県有林の貸し付けについて）

早川委員 県有林の全体に関して、もちろん先ほど委員長がおっしゃった95件の減免内容につ

いては特別委員会で審議しますので除きます。県有林全体の手続論について、心配している業者があるので、賃料の事務に関する質問をしてよろしいですか。

賃料改定により、遅れていた令和3年分の賃料を請求したと思いますが、まず、納入通知書はいつ発送したのでしょうか。

末木県有林課長 令和3年度の貸付料の納入通知書につきましては、3月の末から4月にかけて発送しております。

早川委員 去年の分をことしの年度末にかけてやったということは、たしか毎年6月とか7月ぐらいに令和4年分が届くと思います。令和3年分をこの間やって、払っていない人もいて、令和4年分は重なってしまうと思いますが、心配している業者がいて、その辺は、いつ、どうなるのでしょうか。

末木県有林課長 例年、7月に発送しているところですが、令和3年度分の納入通知書を発送して間もないことから、令和4年度分の発送時期については検討しているところでございます。

早川委員 検討しているということで、当たり前ですけど、1年間に2年分賃料を請求することになると思います。コロナ禍もあり、さまざまなことがあるので、ぜひ、十分な猶予を設ける。単に日にちを延ばすだけでなく、支払う側の経営者も資金繰りの準備や工夫が必要ですので、事前の事前みたいにしないと、とにかく不安でと聞いているので、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

末木県有林課長 請求の時期を例年よりも遅らせることは検討しているところですが、あわせて、少なくとも通知を発送する一月前ぐらいには、通知を発送しますという予告を文書で発送し、資金の調達に係る十分な準備期間を設けたいと考えております。

早川委員 納入通知の前に通知を発送しますよという予告をするとのことですが、大切なのは、さまざまな新聞報道でいろいろな誤解や憶測があるので、所管する現場の事務所においては、問合せがあったときにはぜひ丁寧に説明をしていただきたいと思います。

(県有林の貸し付けについて)

渡辺委員 私も減免とか95件の話ではなく、全般的な話で県有林課に何点かお伺いします。
まず、森林総合利用協議会についてお伺いします。ホームページで公開されており、県有林の総合的な視点に立って利用することにより、豊かで潤いに満ちた森林社会の創造に資するために、平成9年に設置されたと承知しております。
現在、ホームページを見ますと、第9期の委員名簿が載っているわけですがけれども、任期が令和3年11月で切れています。現在の森林総合利用協議会はどのようになっているのか、伺います。

末木県有林課長 森林総合利用協議会につきましては、令和元年が最後の開催になっておりまして、去

年の11月で任期が終わったわけですが、次に開催するときには、その前に募集をかけた上で、準備を進めていくという考えでおります。

渡辺委員

開催するときに改めて委員を任命するということがわかりました。そもそもこれは県有林の貸付賃料契約更新と、契約内容について専門家の立場から意見を伺う、諮問をして答申を受けるという、そういう協議体であることは承知をしています。昨今、さまざまな形で、県有林の賃貸借契約について議論がある中で、そのためにつくられた節もある協議会ですので、積極的に有効活用していただきたいと思います。

今、課長の説明にもあったとおり、また、ホームページでも公開されているとおり、開催は令和元年が最後になっています。第20回開催が最後になっています。それ以前はどうだったかという、ほぼ毎年のように1回もしくは2回、具体的に申し上げますと平成26年は1回、平成27年は1回、平成28年は3回、平成29年は開催されず、平成30年は1回、令和元年は1回と、こういった形で定期的に開催されております。近年は開催されていません。どういう事情で開催されていないのですか。

末木県有林課長 まず、この森林総合利用協議会ですが、メンバーは、それぞれ森林環境教育とか自然環境の専門家、観光協会、不動産鑑定士、弁護士、市町村関係者の方、いろいろな県有林の利活用に関するさまざまな識者で構成されています。その位置づけとして諮問・答申というよりは、専門家の方々に意見を伺う場という位置づけでございます。

基本的に、森林総合利用協議会でございますので、県有林の利活用がそもそものところにあって、その中の一つとして、貸し付けもテーマの一つとなっている。平成の初期ごろは森林の高度活用とかが議論としてありましたから、そのテーマが多かったのですが、近年は減ってきて、貸し付けのほうが多くなっています。この審議会の中で、貸し付けに関する取り扱い基準の話し合いがなされて整理をされておまして、そのときに新規の貸し付けにつきましては1ヘクタール以上、継続の貸し付けにつきましては、その契約が満期で終わる、更新するそのタイミングで、かつ5ヘクタール以上の場合、なおかつ民間の事業者が行うもので森林以外に開発するものをこの協議会で取り上げましょうという整理がされております。令和元年までは大きな貸し付けがちょうど更新のタイミングに当たる年がありましたが、令和元年度以降はこの基準に達するものがないので開催がされていない状況でございます。

渡辺委員

森林総合利用協議会は、弁護士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、地元の方々、市町村長さんたちも入っていたこともあって、有識者の意見が聞かれていることが、議事録を見ているとよくわかります。私は、積極的に開催していただきたいと思いますが、基準があるとすればいいんですが、不自然さを感じるころはやっぱりあります。これまでずっと開催されてきたのに、ここ3年間ぐらい開催できていない。できていないのではなく、開催してないという状況がどのようなものなのか、疑問に思うところです。

森林の高度活用は、平成の初期のほうは確かにそうだったかもしれませんが、私の記憶が確かなら、新規の貸し付けは平成3年以降、多分ないという記憶があります。議事録にもあるとおり、内容は、既存の貸し付けの更新や賃料のことが主に話されています。

せっかくある協議会で、今まで果たしてきた役割も十分にあると思いますので、今後開催していただきたいと思います。

結果的にですが、なにゆえ、数年間空いてしまったのか。新たな委員を選任してということですが、今後、また更新の時期があると思います。第9期が終わって、恐らく第10期が開催される目安があろうかと思いますが、それは大体いつごろになるか、お伺いしたいと思います。

末木県有林課長 今、明確にいつというところは、まだはっきりと決めておりませんが、森林総合利用協議会の本来の筋で言うと、県有林の高度活用について御意見を頂戴することがベースになるので、今後、県有林の高度活用、利活用の検討をしていく方向ですので、そういった際に、将来に向けて施策をつくるとか、そういったところで意見を頂戴していきたいと思っております。

渡辺委員 積極的に御活用いただきたいという願いをして、今後の推移を見守っていききたいと思います。いずれ、必ず既存の貸し付けで5ヘクタール以上の更新の時期が来るので、そのタイミングで開催されるのであれば、それを注視していききたいと思っております。

次に、県有資産の所在市町村交付金についてお伺いします。当初予算のときに、本年度の所在市町村交付金は2億6,500万円余で、その前の年は1億2,300万円余ということで、倍増しているところであります。もちろん、重大な誤りがあつて算定方法が変わったからであります。所在市町村交付金の交付の金額の決定にも大きな影響を及ぼしていることは御承知のとおりだと思います。

そもそも、所在市町村交付金については、賃貸人の方から受け取る賃料の一部、いわゆる賃料は純賃料と所在市町村交付金の2つによって成り立っていますので、そもそも賃借人の方から賃料をいただかなくては、入りの部分がなくなると思っております。

それで、純賃料の部分は、いわゆる収入が見込める部分を予算計上したという話を伺いました。この所在市町村交付金の2億6,500万円余には、純賃料と比べて全てですよね。それとも純賃料のように入ってくる収入見込みのある部分だけを計上しているのか、どちらでしょうか。

末木県有林課長 委員おっしゃいますとおり、純賃料の部分については見込みがあるものを計上したのですが、所在市町村交付金については出ていくものですので、満額を計上しています。

渡辺委員 もう一つ確認ですけれども、純賃料の部分は、いわば減免措置や激変緩和措置があります。しかしながら、所在市町村交付金は法に定められていますので、そういった減額措置あるいは免除措置はないという認識でよろしいか、伺います。

末木県有林課長 委員おっしゃるとおりでございます。

渡辺委員 ということは、基本的には、純賃料の部分ではなくて、いわゆる所在市町村交付金が倍近くになっていますから、それはそのままそっくり賃借人の方に跳ね返るわけで、そ

の部分で、契約の更新、賃料改定の合意が難航するケースもあるのではないかなと危惧しているところです。

一方で、訴訟対象地を含めた全ての県有林ですから、当然訴訟で争っている部分の賃料収入はないと承知しております。

そうすると、賃借人からの賃料がない中で、所在市町村交付金は交付していく。入りが無いのに出る部分がありますが、出ていく部分の財源はどういうものを使っているのですか。

末木県有林課長 県から支払う、出の部分につきましては、恩賜県有財産特別会計の繰越金から拠出しております。

渡辺委員 繰越金が無限にあるわけではないと思いますので、訴訟が長期化する、あるいは訴訟対象地以外にも合意できていない県有林の貸付地があったとすれば、それは入ってこなくなりしますので、恩賜県有財産特別会計の財政事情が心配になります。その前提として、賃借人の方には県で算定した所在市町村交付金を、そのまま法に従って賃借人の方に負担いただくこととなりますので、丁寧に説明して合意を得ていく必要があります。同時に、訴訟の結果によってはどうなるか不確定な部分もあろうかと思います。そういうところも含めて、巻き込まれてしまった他の県有林の賃借人の方に、混乱や誤解等迷惑がかからないように、丁寧に説明して、合意を得るプロセスを踏んでいただきたいと思っております。

ちなみに、先ほど令和3年度の請求書を送ったとのこと、令和4年度もという話もありますけれども、訴訟対象地にも納付書は送られているのですか。

末木県有林課長 山中湖の件だと思いますが、そこにつきましては契約自体が違法・無効という考えでございまして、県から賃料の請求はしてはおりません。

渡辺委員 ということは、その部分についての所在市町村交付金は入ってこないという理解になると思います。ほかのところも、合意が得られてなければ、そもそも賃料を御負担いただくことができないと思いますが、それについては、請求しないから入ってこないんですけども、請求しないという県の立場もある中で、将来的には納付していただくと思いますが、そういう部分で延滞とかそういった上乗せの金額はついたりするのですか。

末木県有林課長 合意をいただけていない方は、契約がないので、県から請求してはおりません。延滞金等の発生はしないこととなります。

渡辺委員 わかりました。所在市町村交付金の交付を受ける市町村にとっては増額されることは歓迎すべきことと内心受けとめられているかと思えます。一方で、それを実質的に負担する賃借人の方々にとっては、やはり戸惑いや不満はあろうかと思えます。繰り返しになりますけれども、よく説明して真の合意を得ていただきたいと思えます。

最後に、県有林の貸し付けにおける賃料の算定方法が変わったことによって、さまざま

まな県有林の貸し付けにおいて、賃借人と交渉していると思います。その数、減免や激変緩和措置のないところも全部含めて恐らく500数十件。そうは言っても、令和3年分なわけですよね。全体は今どういう状況になっているのですか。減免とか関係なく、賃料の更新についての全体像の進捗状況は、どのような状況になっているのですか。

末木県有林課長 全体で今回の料金改定の対象になるのは、574件あるわけですが、進捗、つまり、どのくらい同意をもらえているのかという質問だと理解をしていますけれども、まだ交渉中のももございますので、件数をはっきりと申し上げることは差し控えさせていただきます。ただ、全体像で申し上げますと、ぼんやりの答弁になってしまいますが、残り件数はごく僅かと言えるレベルのところにあります。

主な質疑等 県土整備部関係

※第171号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(通勤通学路等自転車走行環境整備事業費について)

渡辺委員 県土の2ページ、道路整備推進費のうち、通勤通学路等自転車走行環境整備事業費について何点かお伺いします。

説明の中で一昨年に予算化されてという話も伺いました。記憶では1億円ぐらいだったと思いますが、今回またこういった形で記載されていますので、改めてこの事業の目的について伺います。

鈴木道路整備課長補佐 県では、「サイクル王国やまなし」の実現を目指しまして、令和元年に山梨県自転車活用推進計画を策定しました。この計画を受けまして、令和3年に具体的な整備計画を定めた自転車走行環境整備計画を策定したところです。

この計画では、約50キロメートルの区間で整備を行うこととしております。本事業は、この計画に基づきまして、安全で快適な自転車の走行環境を整備することによって、通勤・通学時の自転車の利用を促すことを目的としております。

なお、補助率100%の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されたことから、この交付金を活用することとしております。

渡辺委員 補助率100%の臨時交付金を使ってやっていただけることは実にありがたいことで、コロナ禍で自転車通勤・通学の方がふえてきているとの報道もあります。

また、私の地元の富士北麓地域はそうでもないですが、甲府を中心とした地域は昔から通勤も通学も、特に通学で、自転車で中学校や高校に通うことの多い地域ですので、安全対策をぜひしっかり行っていただきたい中で、そういった臨時交付金を活用してこういう事業をしていただけることは大変ありがたいことであります。

その中で、具体的な整備として、先ほど説明の中で矢羽根、ピクトグラムを整備していくとのことですが、具体的にどのようなものをつくっていくのか、詳細な説明をお伺いしたいと思います。

鈴木道路整備課長補佐 整備の内容ですけれども、自転車の進行方向を示すとともに、自転車と自動車の双方に自転車の走行空間を明示するため、車道の路肩部分に、青色の矢羽根型をした路面表示を行います。それにあわせて、自転車のピクトグラムを設置することとしております。

渡辺委員 富士北麓地域では、自転車ロードレースが開催されたこともあって、ブルーラインや矢羽根などが周知されていますが、甲府市内ではなかなかそういう整備がなされてこなかったもので、どういったものが整備されていくのかを知らない方もいらっしゃるって、いつの間にか線が引かれているということを知ることもあります。車で走っている人に、ここは自転車が通る道だということを知ってもらうために、周知活動にも力を入れてもらいたいと思いますけれど、具体的な整備箇所についてお伺いします。

鈴木道路整備課長補佐 県では、これまでに約10キロメートルの整備を行っております。委員の御指摘のとおり、学校の近くをメインにしております。

今年度は、甲府西高校付近のアルプス通りと、山梨大学附属中学校付近の県道の天神平甲府線、甲府東高校付近の城東バイパスと和戸通り、山梨学院高校付近の城東通りと県道甲府韮崎線の6カ所、合計8キロメートルで整備を行う予定であります。

渡辺委員 特に学校周り等を優先的に整備していただけることは大変ありがたいと思います。子供の自転車の安全対策は大変重要で、車に乗っていれば中学生や高校生が自転車に乗っていて、ひやっとする場面を1度や2度経験したことのある人が多いと思いますので、学校を中心に、そして行く行くは全体的に周知が広まるように整備を進めていただきたいと思います。

こういった整備事業は、どうやって検証していくかが実に難しいと思いますが、その整備効果の検証をどのようにお考えになられているのか、伺いたいと思います。

鈴木道路整備課長補佐 整備効果としましては、自転車の交通量の変化がございます。国道411号の岡島百貨店東におきまして、自転車の交通量の調査をしたところ、設置前と比べて14%ふえたことが確認できました。

また、整備後にはアンケートも行いましたので、寄せられた声を御紹介させていただきます。

例えば、「自転車からの幅寄せやクラクションを鳴らされて怖い思いをしていたが、矢羽根のおかげで安全に通行できるようになった」、「歩道を走っていた自動車が車道を走るようになり、安心して歩けるようになった」などの声が上がっております。

一方、先ほど御指摘のあったとおり、「矢羽根を自転車で踏んでいいのか」、「規制表示なのか」、「設置する目的は何なのか」などの声もありました。

今後は、交通ルールどおり左側通行が徹底されているとか、これまで歩道を通っていた自転車が車道へ転換した割合がふえたとか、そのような検証も行いまして、この事業の効果を検証してまいりたいと考えております。

渡辺委員 「サイクル王国やまなし」を目指し、自転車を活用した観光振興、地域の活性化をするに当たって、やっぱり安全対策が大前提になってくると思います。特に学校周りあるいは子供たちの通勤・通学の道はしっかり整備していただいて、かつまだまだ私たちの地元の富士北麓地域はロードレースの関係もあって、ある程度周知されて認知されていても、甲府市内ではまだ認知されていないことが多いように聞いておりますので、こう

いった表示がどんなものなのか、そしてどういった意図でつくられているのか、広報活動もしっかりしていただいて、整備を進めていっていただきたいと思います。

最後に、整備計画全体の50キロメートルのうち、現在10数キロメートル整備されて、まだ多くの未整備区間があると思いますが、今後、そういった目的や整備内容の周知も含めてどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

鈴木道路整備課長補佐 整備につきましては、本交付金をはじめとした国の補助を最大限活用しまして、県内の自転車利用促進を図ってまいりたいと考えております。

また、周知につきましては、県のホームページに矢羽根型路面標表示の設置目的などを説明したチラシを掲載しております。さらに、交通管理者と連携をいたしまして、運転免許の更新の際や中高生の自転車安全教育の際に周知をしていきたいと考えております。

(道路修繕費について)

山田(七)委員 県土の4ページ、道路修繕費についてお伺いいたします。

今回、道路修繕費が10億円以上という大幅な増額となっておりますけれども、事業内容はどのようなものなのか、お伺いいたします。

水口道路管理課長 今回、国の有利な事業債であります緊急自然災害防止対策事業債を活用いたしまして、緊急性の高い道路のり面等の対策を実施することを目的として計上しております。

山田(七)委員 これだけの金額の道路修繕となりますと、年度当初からしっかりと計画を立てて、当初予算に通常盛り込むのではないかと思います。今回補正する理由は、どのようなものなのか、お伺いいたします。

水口道路管理課長 本年3月に東北を震源とした地震が発生しまして、東北地方では落石、のり面崩落による道路の通行どめが発生し、社会経済に大きな影響が出ました。本県におきましても震度4を観測しております。

さらに4月に入り、長野県の上高地に通ずる県道におきまして、降雨による土砂災害が発生し、一時観光客が700人孤立するという事象が起きまして、観光にも大きな影響を及ぼしている状況です。

このような昨今の高まる災害リスクに備え、有利な国の事業債が活用できることから、緊急性の高い道路のり面对策を速やかに実施するために、今回の補正予算に計上させていただいたところでございます。

山田(七)委員 緊急性の高い道路で修繕を行うということで理解しましたが、どのような箇所に対策を実施するのかお伺いいたします。

水口道路管理課長 まず、のり面の崩落や落石が発生した場合、特に県民生活に与える影響が大きく、なおかつ日々のパトロール等で経年劣化が認められる箇所などにおいて、早期対策が必

要な緊急性の高い箇所において実施することとしております。設計を行い、用地の取得を進め、完了した箇所から順次着手していく予定でございます。

山田（七）委員 そういった危険箇所は、少しでも早く対策を実施していただきたいと思います。

また、今回の補正で対策を実施することによって、どのような効果が期待できるのかお伺いします。

水口道路管理課長 今回の補正によるのり面対策箇所につきましては、大雨の際、事前通行規制となる区間内の対策も含んでおります。

今回の対策により、通行の安全確保はもとより、事前通行規制の解除にも着実につながるものと考えてございます。

（通勤通学路等自転車走行環境整備事業費について）

飯島委員 通勤通学路等自転車走行環境整備事業費について、私もいい事業だと思います。説明の中の車道と区別する青色の線、自転車専用道路とか平和通りの歩道にあるものとかを私も見たことがあります。例えば、自転車と車を比較したときに、自転車が走りやすいような道路に表面を加工する、そういうことは、今回は全く考えていない。あくまでも自転車道路だよということを青色で差別化する事業費という解釈でいいですか。

鈴木道路整備課長補佐 今回のメニューにつきましては、先ほど説明したとおり、矢羽根型の路面表示ですとか、ピクトグラムをしますけれども、他事業で自転車活用推進計画にのっとり事業を進めております。議員の御指摘のありましたとおり、そういう滑り止めですとか、ほかの対策もいろいろと進めていくことを考えております。

飯島委員 いろいろやることがいっぱいあると思いますが、自転車利用を促進するために幅広い観点からやっていただきたいと思います。

予算の問題もあるので、今回は6カ所、8キロメートルで甲府西高校付近、山梨大学附属中学校付近、甲府東高校付近、山梨学院高校付近をやるとのことで、ほかにも学校がある中、今回の整備箇所に決まった経緯と、今後どのように推進していくのかお伺いします。

鈴木道路整備課長補佐 今回は、先ほどもお話しさせていただいたとおり、学校の近くの、基本的には甲府駅もしくは石和温泉駅に着目して計画をつくっております。

また、そのほかの地域につきましても、今後計画を策定して、県下全域に広げていきたいと考えております。

飯島委員 当然、乗降客の多い甲府駅や石和温泉駅は、安心して通学・通勤できるようにということではありますが、どうしてうちのほうはやってくれないのかという不満も出てくる可能性がありますので、今後検討してほしいと思います。

(都市公園建設費について)

もう一点、県土の11ページの都市公園建設費、小瀬スポーツ公園ほか7公園、具体的にどのような内容ですか。

五味都市計画課長 都市公園建設費について、具体的には長寿命化が一つあります。長寿命化の内容とすると、施設の更新です。例えば、遊具の更新、あとは建物の改修・更新を行っています。

飯島委員 昨年1年間、議会の政策提言作成委員会で、公共施設のトイレ等の環境整備をしようという委員会がありまして、知事にもいろいろと提言をしました。先進事例調査のため、東京に行ったり、トイレがきれいな観光地の勉強などをしましたが、その提言の中に、山梨でもシンボリックなトイレをつくったらどうかということも申し上げています。

具体的には、例えば、小瀬スポーツ公園にシンボリックなトイレがあれば、既存のトイレがあると思いますが、それをもっときれいにして活用したらいいのではないかとか、今回の事業は、トイレの整備は取り組まれていないとの理解でいいですか。

五味都市計画課長 長寿命化の中で、当然トイレの改修もやっております。トイレの改修にあわせて洋式化の改修も行っています。シンボリックなトイレは、今のところ計画していませんが、長寿命化計画に基づいて、使いやすくきれいなトイレになるように更新は進めているところです。

飯島委員 たまたま私その委員会の委員長をしていましたので、何人かの委員から、観光立県を掲げているのだからトイレ大事だよという意見が出て、知事もしっかりわかりましたとおっしゃっていましたので、また、そういった政策提言についても目に触れていただき、取り組んでいただければと思います。

五味都市計画課長 計画的にきれいになるように取り組んでいきたいと思っています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第173号 令和4年度山梨県流域下水道事業会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第174号 契約締結の件

質疑

(契約締結の件について)

山田（七）委員 今回、入札になっていると思いますが、この共同体以外に応札された共同体はあるのでしょうか。

古屋県土整備総務課長 今回の契約については、この共同体のみの入札だったと聞いております。

山田（七）委員 1者入札が、いいか悪いかよくわかりませんが、そこには競争原理がしっかりと働いてなければならないと思います。そういった中で、1者しか応札するところがなかったことが非常に疑問で、実際、この金額では1者しかなかった、ほかではできなかったという話になってしまうので、適正かどうかよくわかりませんよね。

できれば、これだけの金額のものが公として出るからには、しっかりとした入札をしていただきたいと思いますが、そういった周知は、どのようにやっているのでしょうか。

古屋県土整備総務課長 委員の御指摘のとおり、1者入札が多いという状況もございますので、県としては、その理由等を入札辞退者に聞き取り等をさせていただき、把握しています。

そういう中で、総合評価落札方式を使っておりますので、書類等の作成が負担になっていることもありますので、そういうところの見直し、あとは技術者不足もありますので、例えば、主任技術者の兼務する範囲を広げるなどすることで、入札に参加しやすい環境をつくり、県としても見直し等の中で、環境を整えている状況でございます。

山田（七）委員 昨今、公共工事に対するさまざまな問題が出てきておまして、県民の皆様の公共工事に対する目が非常に厳しくなっております。我々も地元に戻って、さまざまなことで県民の皆様に聞かれたときに、しっかりとした説明をしたいですし、こういった公共工事に対する透明性を県民に示すような取り組みをこれからもしていただきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第162号議案「山梨県手数料条例中改正の件」について、当委員会の所管に関わる部分の説明が行われた。

質疑

(富士スバルラインの防災対策について)

早川委員 本県の重要な資産、世界遺産富士山のインフラである道路スバルラインの防災対策についてお伺いします。御案内のようにことしの夏は、観光客もいたり、外国人も富士山を目指している中で、いよいよ7月1日の開山に向けて、さまざまな準備をしております。懸念しているのは、昨年3月に富士東部議連でも視察に行った、雪崩で大きく被災した石楠花橋の復旧工事についてです。非常に大きい災害だったので、どの程度進捗しているのか、完成はいつなのか、まずお伺いします。

鈴木道路整備課長補佐 石楠花橋の復旧状況について説明申し上げます。現在、下流側に橋を架ける工事と架け替えをする橋梁の橋台部分の工事、あわせて工場で新設をする橋桁の製作に着手するところでございます。

来年は、その製作した橋桁を現地に完成した橋台に架ける工事と、最終工程となる舗装工事を実施しまして、令和5年末までに災害復旧作業の完了を目指しております。

早川委員 令和5年末に完了ということですが、その間、非常にたくさんの方が富士山に行くと思いますが、交通確保について、もう少しわかりやすく教えてください。

鈴木道路整備課長補佐 現在、応急処置として橋の上流側に盛土による迂回路を設置しております。新しい橋を架ける際は支障となってしまいますので、下流側に新たに仮橋を設置し、完成までの間はこの仮橋を利用して通行を確保してまいります。

早川委員 非常に懸念していることがあって、去年の雪崩以外にも、これまで富士山では大きい雪崩があって、いろいろなところで被災をしていると思いますが、今までの雪崩の発生状況、どこでどれぐらいの被害があったのか、状況を教えてください。

鈴木道路整備課長補佐 富士スバルラインは富士山有料道路管理事務所が管理しております。その記録ですけれども、過去に、苔桃橋で6回、先ほどの石楠花橋で7回、その下に青草洞門という洞門がありまして、そちらで2回、そのほか11カ所で雪崩が発生し、道路まで到達していることを確認しております。

早川委員 11カ所ということで、非常に多い。災害は1個が非常に大きいですけれども、それを受けて、我々も昔から雪崩対策には、トンネルに似た洞門という茶色いでっかいやつが非常に有効ということで、ことしの2月の代表質問で、知事から「新たに必要な箇所が9橋あり、その1つを苔桃橋の辺りに新たに設置します」との答弁をいただきました。

その進捗状況はどうなっているのでしょうか。

鈴木道路整備課長補佐 苔桃橋に係る沢の対策につきましては、現在、昨年度から測量と地質調査を実施しております。その業務が完了次第、洞門と導流堤の設計を進めまして、年度内の工事着手を目指しているところでございます。

早川委員 洞門について年度内にやるということですが、11カ所あるうち、我々素人から見ても非常に危険な箇所が9カ所あって、一つだけの洞門では、高さのある洞門ですが、足りないと思います。早急に対策をやらないと、非常に不安ですけど、お金もかかるので、9カ所の残りの8カ所について、何らかを進めるべきだと思いますが、具体的に進めるように従前から言っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

鈴木道路整備課長補佐 県では、これまで被災箇所の多い順に優先順位をつけております。その中で、先ほど苔桃橋、石楠花橋についてはお話をさせていただいたところです。

次いで、対策の優先順位が高いと考えている青草洞門の西側、1合目側ですが、昨年度、苔桃橋に加えて、新たに測量調査に着手したところでございます。

残りの箇所につきましても、順次整備を行っていきたいと考えております。

早川委員 苔桃橋以外にも新たにやるということで非常によかったと思います。ただ、トンネルが大体メーター三、四百万円だけど、洞門は数十億円規模になると思います。予算確保に向けて非常に頑張っていたきたいですが、国がどれだけの負担割合なのか、県はどのぐらい出すのか、その辺についてももう一度教えてもらえますか。

鈴木道路整備課長補佐 この事業は国の補助事業で行っていますが、おおむね、国が6割弱、県が5割強という割合です。

早川委員 富士山の洞門、マニアックですが、県内の観光とかさまざまところに影響します。もちろんそれプラス観光業、経済または翻って言えば建設業の対策、県内経済の対策にもなるので、ぜひ我々も、県当局だけでなく、国会議員なども通じて国への予算確保についてしっかり頑張りますから、ぜひ部としても頑張っていたきたいと思います。

(緊急合同点検について)

山田(七)委員 昨年の6月、千葉県八街市の事故を受けて、県内各地で安全対策等で合同点検がされたと理解しておりますけれども。その中で抽出された県管理道路における要対策箇所数がわかれば教えていただきたいと思います。

あわせて、私の地元、葦崎地内の要対策箇所があれば箇所数についてお伺いしたいと思います。

水口道路管理課長 緊急合同点検の箇所でございますが、令和4年3月4日付の文部科学省の公表では、

山梨県内の要対策箇所は、学校、道路管理者、警察を含めまして全て1,254カ所となっております。

県内の道路、国、県、市町村管理を全て合わせまして要対策箇所が794カ所ございまして、そのうち県管理道路の対象が209カ所となっております。

また、委員おっしゃられた韮崎市の状況でございますが、韮崎市の道路に関する要対策箇所は11カ所抽出されてございます。そのうち県管理道路は5カ所が対象となっております。内容につきましては、5カ所のうちドライバーへ注意喚起する警戒標識、路面表示が1カ所ございまして、残る4カ所は道路改良事業となっております。警戒標識につきましては、既に設置が完了してございまして、道路改良の4カ所につきましては、既に事業中で、早期整備に取り組んでいるところでございます。

山田（七）委員 道路改良も標識も当然必要ですが、道路の標識だけすればいいというわけではないと思うので、歩道の設置に関してはどのような予定になっているのでしょうか。

水口道路管理課長 委員のおっしゃるとおりに、歩道設置が一番有効ではあると考えてございまして、歩道設置や側溝整備などによる歩行空間の確保が必要とされた箇所が34カ所県内で行っていただきました。既にそのうち14カ所については工事着手をございまして、そのうちの2カ所については既に工事が完了しているところです。

山田（七）委員 整備化計画はしっかりと進められていることが理解できました。しかしながら、事故が起きてからでは、もっと早くやっておけばよかったという後悔が絶対出てくると思いますので、事故が起きる前にスピード感を持って整備の取り組みを進めていただくことを期待しています。

（河川のしゅんせつについて）

次に、河川のしゅんせつについてお伺いいたします。近年、防災のための河川のしゅんせつというのが重点的に行われて、各地の河川が大分すっきりしてきたなという感じがいたします。昨年、韮崎の中でも黒沢川や白沢川の整備をして、住民も大変喜んでいらっしゃるのですが、1カ所整備が進むとしゅんせつが進んでいないところが、どうしても目立ってきて、今年度も古川とかの近くの住民の方々から要望を受けています。今年度、韮崎市市内における河川のしゅんせつの予定について、わかれば教えていただきたいと思っております。

蛸原治水課長 本年度は今のところ、古川をはじめ釜無川、甘利沢川ほかで実施予定で準備しているところでございます。

山田（七）委員 そこで問題になるのは、幾ら県がきれいにしゅんせつをしていただいても、何にも手を入れなければ、2年か3年すると、どこをやったかわからなくなってしまうことです。そういう中、しゅんせつをしてくれた後も河川の管理を自治体でやってくれているところがあって、そういったところに話を聞くと、ほとんど地元のボランティアでやってい

るという状態です。

そういった方々が、持続的にモチベーションを上げてやっていくためには、県も何かしらの支援をしていくべきではないかと思いますが、そういった自治体との連携は、どのように行っているのか、お伺いいたします。

蛭原治水課長 委員の御指摘のとおり、河川の維持管理につきましては、そういった付近の住民のボランティアシップに基づく活動が非常に重要だと考えてございます。

現在、県では、例えば道路や河川など身近な公共空間におきましてボランティアをしていただく活動につきまして、やまなし土木施設環境ボランティア推進事業という事業がございます。

この事業で、例えば活動で使う鎌など、活動用具の購入費、あとは活動における保険加入費などについて、支援しているところでございます。

また、河川につきましては、地域連携ということで取り決めを行っております。これは、まず、県が優先的にその地区において支障木の伐採や河川のしゅんせつを一通り行います。きれいになった状態で、その後の、例えば草があまり生えていない状態での草刈り、地元で御負担をあまりかけない中での日常の管理につきまして、地元の自治体に先ほどのボランティア活動費を使う中で、継続的に良好な状況を維持していくという取り組みで、今県下の13河川でその取り組みを行っているところでございます。

県としましても、この活動をPRすることで皆様に取り組んでいただけるように働きかけていきたいと思っております。

(水害に対する情報提供への取り組みについて)

皆川委員 水害に対する情報提供への取り組みについて伺います。最近、線状降水帯の発生など、よくテレビの気象番組で出ていますが、線状降水帯は非常に危険で、さらに、最近台風が非常に大型化している状況にあります。

豪雨災害が大変心配されている昨今ですが、平時においては、浸水想定区域図をつくって、水害のリスク情報をさらに追加して取り込まれると言っていましたけれど、それは平時における水害リスクへの情報提供であり、一方で、台風が急に来た場合の洪水に対しての河川情報の提供があるわけです。これは非常に重要だと思いますが、大雨の際の河川情報の提供について、現在、県ではどのように取り組んでいるのか、教えていただきたい。

蛭原治水課長 県では、甲府市の荒川などの比較的大きな17河川において、水位情報や水位の映像をリアルタイムで確認できる総合河川情報システムを構築し、県民の皆様幅広く情報発信をしているところでございます。

また、その他の比較的小さな河川においても、河川の狭窄部や合流点などに太陽光パネルを電源とした比較的簡易な水位計を215基設置し、住民の避難行動につながるよう情報提供をしているところでございます。

皆川委員 河川の水位情報、水のあふれる高さの情報はわかりましたが、市町村、住民に対して、

どういう形で避難指示を出しているのか。避難指示は、どういうときに、どのように出しているのか、その辺について教えてください。

蛭原治水課長 河川情報システムなどから水位の情報を、まず、県と市町村で共有します。それを受けて、市町村長の判断におきまして、避難指示が住民に対して発令される仕組みになっております。

また、そういった流れについて、私ども河川管理者におきましても、所管する建設事務所長やダム管理事務所長から、各市町村長に対し、ホットラインと申しますが、電話などで情報提供をし、きめ細やかな水位の情報の提供に努めているところでございます。

皆川委員 どのように避難指示を住民に知らせるのですか。防災無線でやるのですか。

蛭原治水課長 市町村長が出す避難指示ですが、御指摘のように防災無線であったり、テレビ放送であったり、ありとあらゆるツールを使いまして、非常時において住民に知らせると承知しております。

皆川委員 去年、会派で広島県の大雨が出た現場を見に行きました。広島県は、海と山が近いけれど、急峻ではなく、なだらかなところですが、でも、情報が徹底していなかったせいか、大勢亡くなって、家屋も崩壊して、びっくりしました。山梨県は、急峻で山が高い。平らな広島県であれだけの被害が出るのだから大変だと痛感してきました。

そこで、雨期に入りましたので、住民の避難行動につながる情報提供をしっかりと適切にやってもらうことをお願いして終わります。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況等を注視する中で、県外調査を8月30日から9月1日に実施することとし、詳細については後日連絡することとされた。

以 上

土木森林環境委員長 大久保 俊雄